

京都市個人情報保護審査会答申第28号の概要

答申年月日	平成19年10月3日
請求内容	退学届の転出予定日、予定校が無記入である理由が分かる文書
請求者	法定代理人
所管課	教育委員会調査課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 請求に係る退学届は、転出予定日及び転出予定校の記載がされていないが、当該中学校において、これらの項目を記載するよう指示したということはなく、保護者が提出した退学届をそのままの形で受け取ったものである。退学においては、転出予定日及び転出予定校は必要な情報でなかったため、特段請求人に記載を求めなかった。また、請求人も特に記載が必要であると認めず記載しなかったものであると考えられる。一般的には、保護者が退学届に記載すべき項目について、具体的に記載されたものは存在しないし、転出予定日及び転出予定校の項目の記載がないことの理由について記載された文書を作成する特段の必要はなかった。</p> <p>2 したがって、当該欄が無記入である理由がわかる文書というのは、実施機関において作成する必要がなく、かつ、実際作成されておらず、また、作成しないことが不合理であるとはいえない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 当時関係機関が述べている「自由教育」が理由になく、不存在は不自然である。</p> <p>2 本件は道徳・秩序正しいとは判断できない。差別を正当化している。退学は、児童虐待防止法第3条の観点から関係者全員に通報義務がある。正当か不当かは明確にすべきであり、事務行為を論点にしているレベルでない。地方自治法第2条第2項を根底に適切な処理を求める。</p> <p>3 今日までの公文書全部を調査してほしい。私達は公務を知らない。一人の子の人生を左右させた現実には共感していかれるのが良心であり、誠実かと考える。基本的人権を求める。</p> <p>4 退学届について、実態の説明がないのは理解できない。</p>
審査会の判断	<p>1 当該記載欄が無記入である理由がわかる文書が存在しないとの実施機関の主張について、特段、変則的で合理性を欠く処理が行われたとはいえず、また、本件請求に係る個人情報が存在することを確信するに足る事実も見出せなかった。</p> <p>2 当審査会は、実施機関が行った本件処分について、不当であるとは認められないと判断する。</p>